

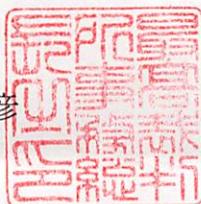
最高裁秘書第 668 号

平成 30 年 3 月 2 日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

2 月 1 日付け（同月 5 日受付、最高裁秘書第 462 号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「（資料 1）合同研修（種類別）」と題する文書（片面で 13 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）

## (資料1) 合同研修（種類別）

## 第1 判事・判事補の合同研修

## 1 裁判系（事件の分野別の研修）

## (1) 基礎（主たる対象者は、左陪席）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
1	◆	金融・経済基礎研究会	31.3.4(月) ～3.5(火)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	税務・会計、金融経済等に関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
2	◆	IT基礎研究会	30.12.19(水) ～12.20(木)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	システム開発、インターネットに関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
3	◆	建築基礎研究会	31.3.11(月) ～3.12(火)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	建築に関する基礎的な知識についての講演等を行う予定
4	◆	医療基礎研究会	31.2.20(水) ～2.22(金)	3日	55	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補	医療に関する基礎的知識についての講演や、医療機関における実地研修等を行う予定
5	◆	行政基礎研究会	30.10.1(月) ～10.3(水)	3日	40	地方裁判所で行政事件又は民事事件を担当する判事補	左陪席裁判官として行政事件を担当する際に必要となる行政法の基礎的知識についての講演や、実務上の留意点等についての共同研究等を行う予定
6	◆	知的財産権基礎研究会	31.3.4(月) ～3.6(水)	3日	15	地方裁判所又は家庭裁判所の判事補（68期以上）	知的財産権に関する基礎的知識についての講演や、東京地裁知財部における実地研修等を行う予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## (2) 基本(主たる対象者は、右陪席)

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
7	◆	民事通常基本研究会 1 ※	30.5.30(水) ~ 6.1(金)	3日	50	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(56期以下)又は特例判事補	訴訟運営の方法、事実認定、書記官との連携、部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定
8	◆	民事通常基本研究会 2	30.10.18(木) ~ 10.19(金)	2日	40	地方裁判所で民事事件を担当する、又は民事裁判に関心がある判事(56期以下)又は特例判事補	民事通常基本研究会1に同じ
9	◆	建築基本研究会	30.11.12(月) ~ 11.13(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築実務研究会と通じて応募することができる。)	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題について共同研究等を行う予定
10	◆	行政基本研究会	31.1.28(月) ~ 1.29(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事又は判事補	行政事件を担当する際に必要となる行政法規の解釈及びそのための法令や判例の分析能力の涵養を目的に、講演や共同研究等を行う予定
11	◆	労働基本研究会	30.12.4(火) ~ 12.6(木)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事又は特例判事補(労働専門研究会と通じて応募することができる。)	標準的な労働事件一般に関する諸問題及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
12	◆	刑事基本研究会	30.11.28(水) ※ ~ 11.30(金)	3日	50	地方裁判所で刑事事件を担当する, 又は刑事裁判に関心がある判事(56期以下)又は特例判事補	裁判員裁判を中心とする刑事裁判のありよう, 単独事件の審理や判決の在り方, 書記官との協働, 部等の組織運営への関与の在り方等について共同研究等を行う予定

## ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
13	◆	家事基本研究会	30.11.7(水) ※ ~ 11.8(木)	2日	50	家庭裁判所で家事事件を担当する判事又は特例判事補(家事専門研究会2(面会交流)と通じて応募することができる。)	家事審判, 家事調停等の運用をめぐる諸問題について, 共同研究等を行うとともに, 組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
14	◆	少年基本研究会	30.9.12(水) ※ ~ 9.14(金)	3日	50	家庭裁判所で少年事件を担当する判事又は判事補	少年審判における職種間連携, 少年法の運用上の諸問題等について共同研究等を行うとともに, 組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリキュラム等を実施する予定

※ 一部のカリキュラムについて, 裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## (3) 実務(主たる対象者は、裁判長及び右陪席)

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
15	◆	金融・経済実務研究会1	30.10.4(木) ～10.5(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	企業の法務担当者が所属する経営法友会と連携して、企業活動の実情等に関する意見交換等を行う予定
16	◆	金融・経済実務研究会2	31.2.4(月) ～2.5(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	金融や経済分野の新たな課題を裁判と関連付けて取り上げた講演等を行う予定
17	◆	IT実務研究会	30.12.20(木) ～12.21(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	システム開発等に関する講演やシステム開発関係訴訟事件の審理運営の在り方について共同研究等を行う予定
18	◆	建築実務研究会	30.11.13(火) ～11.14(水)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補(建築基本研究会と通じて応募することができる。)	建築の専門的知見に関する講演や、建築訴訟に特有の実体法上の問題及び審理運営の在り方等について、より進んだ研究を行う予定
19	◆	医療実務研究会	30.9.20(木) ～9.21(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	医事関係訴訟事件の審理運営について、共同研究を行うほか、医療の専門的知見や実態・背景事情等に関する情報提供を行う予定
20	◆	行政実務研究会	30.10.3(水) ～10.4(木)	2日	20	高等裁判所又は地方裁判所で行政事件を担当する判事	複雑困難化しつつある行政事件の実務上の諸問題について、高度に専門的な観点に立って共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修 (種類別)

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
21	◆	刑事実務研究会 1	30.7.9(月) ～ 7.10(火)	2日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑 事事件を担当する判事又は特例 判事補	公判準備・審理・評議・判決の在り方や、部等の組織 運営の在り方等について共同研究等を行う予定
22	◆	刑事実務研究会 2	30.10.31(水) ～ 11.2(金)	3日	40	高等裁判所又は地方裁判所で刑 事事件を担当する判事又は特例 判事補	刑事実務研究会 1 と同じ

## (資料1) 合同研修（種類別）

## (4) 専門（主たる対象者は、テーマに対応した者）

## ア 民事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
23	◆	民事通常専門研究会1 (債権法改正1)	30.7.17(火) ～7.18(水)	2日	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	債権法改正に関する研究や意見交換等を行う予定
24	◆	民事通常専門研究会2 (合議充実)	30.10.29(月) ～10.30(火)	2日	48	地方裁判所で民事事件を担当する判事又は判事補	民事事件を担当している部総括クラス、右陪席クラス、左陪席クラスを対象に、具体的な事例等に基づいて、合議の在り方に関する研究や意見交換等を行う予定
25	◆	民事通常専門研究会3 (争点整理)	30.11.21(水) ～11.22(木)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	民事単独事件を担当している裁判官を対象に、具体的な事例に基づいて、争点整理手続の在り方について研究や意見交換等を行う予定
26	◆	民事通常専門研究会4 (債権法改正2)	31.2.28(木) ～3.1(金)	2日	50	高等裁判所又は地方裁判所で民事事件を担当する判事又は特例判事補	債権法改正に関する研究や意見交換等を行う予定
27	◆	労働専門研究会	30.12.6(木) ～12.7(金)	2日	20	高等裁判所又は地方裁判所で労働事件又は労働審判事件を担当する判事（労働基本研究会と通じて応募することができる。）	労働事件をめぐる専門的・先端的な問題点及び審理運営の在り方等について共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修 (種類別)

## イ 刑事分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
28		刑事専門研究会1 (裁判員)	30. 4. 12(木) ~ 4. 13(金)	2日	30	地方裁判所で新たに裁判長として裁判員裁判を担当する判事又はこれに準じる者	裁判員裁判の現状と課題、裁判員裁判にふさわしい公判準備・審理・評議・判決の在り方や組織運営の在り方等について共同研究等を行う予定
29	◆	刑事専門研究会2 (新時代の刑訴法)	30. 5. 24(木) ~ 5. 25(金)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	平成28年の刑訴法改正を踏まえた運用上の諸問題について共同研究等を行う予定
30	◆	刑事専門研究会3 (現代刑事法の諸問題)	31. 2. 18(月) ~ 2. 19(火)	2日	30	高等裁判所又は地方裁判所で刑事事件を担当する判事又は特例判事補	被害者配慮等、現代刑事法の重要な問題をテーマとした共同研究等を行う予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## ウ 家裁分野

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
31	◆	家事専門研究会1 (後見) ※	30.10.11(木) ～10.12(金)	2日	50	家庭裁判所で後見関係事件を担当する判事又は特例判事補	後見関係事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定
32	◆	家事専門研究会2 (面会交流)	30.11.8(木) ～11.9(金)	2日	30	家庭裁判所で面会交流事件を担当する判事又は特例判事補(家事基本研究会と通じて応募することができる。)	面会交流事件の運用をめぐる諸問題について共同研究等を行う予定

※ 一部又は全部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## 2 導入系(新たな職務等に就いた際の研修)

## (1) 年次(対象者は、任官時等の節目の年次に到達した者)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
33		新任判事補研修	31.1.17(木) ～1.23(水)	5日	未定	平成30年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第71期司法修習終了者)	新任判事補が円滑なスタートを切ることができるよう に、実務への円滑な導入を狙いとするカリキュラムや 自己研さんの動機付けを行うことを狙いとするカリ キュラム等を実施する予定
34		判事補基礎研究会	30.6.4(月) ～6.8(金)	5日	未定	平成27年12月に司法修習を終え、裁判官に任命された者 (第68期司法修習終了者)	新任判事補研修のフォローアップとして、任官3年目 以降の判事補を対象に、基本的な執務能力の向上や、 組織運営的な側面を意識することを狙いとするカリ キュラム等を実施する予定
35		判事任官者研究会	31.2.13(木) ～2.15(金)	3日	未定	平成20年9月又は同年12月 に司法修習を終えた判事 (現行第61期及び新第61期 司法修習終了者)	判事任官者を対象に、中堅の裁判官としての自覚を促 し、第一審の裁判長に向けた成長の支援を目的とし て、組織運営的な側面をはじめとした裁判所の組織的 課題を考え、裁判官としての成長への動機付けを行 うことを狙いとするカリキュラム等を実施する予定
36		弁護士任官者研究会	30.4.5(木)	1日	未定	新たに弁護士から任官した、又 は任官予定の判事又は判事補	弁護士任官の裁判官を対象に、裁判所及び実務への円 滑な導入を目的とするもので、裁判官としての服務や 裁判事務処理に関する説明、組織運営的な側面を意識 することなどを狙いとするカリキュラム等を実施する 予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

## (2) ポスト（対象者は、所長、支部長、部総括等のポストに就任した者）

番号	応募型 ◆	名 称	実施時期	期間	人員	対象者等	概 要
37		支部長研究会 ※	30.5.21(月) ～5.23(水)	3日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の支部長とされた者	初めて地家裁の支部長とされた者を対象に、支部の人事管理、事件管理、本庁支部間の連携その他支部の組織運営に関する基本的な理解を深めることを目的とし、支部長として組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
38		新任部総括裁判官研究会	30.6.25(月) ～6.28(木)	4日	未定	初めて地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に指名された者	初めて地家裁の部総括裁判官に指名された者を対象に、部のマネジメント、陪席裁判官の成長支援、職員の指導育成等、部総括の役割に関する認識を深めることを目的とし、部総括裁判官として裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
39		実務協議会（夏季）	30.7.12(木) ～7.13(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	新たに地家裁の所長、高裁事務局長に指名された者を対象に、司法行政上の諸問題について協議するカリキュラム等を実施する予定
40		実務協議会（冬季）	31.1.31(木) ～2.1(金)	2日	未定	新たに地方裁判所長、家庭裁判所長又は高等裁判所事務局長を命ぜられた者	実務協議会（夏季）に同じ

※ 一部のカリキュラムについて、裁判所職員総合研修所との合同実施を予定

## (資料1) 合同研修（種類別）

(3) 役割（対象者は、特定のポストに限らず、一定の役割が期待される立場にある者）

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
41	◆	中堅判事研究会	30.10.15(月) ～10.17(水)	3日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事（概ね53期から57期まで）	これからの中堅判事として、組織運営的な側面をはじめとする裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを發揮し、後進の裁判官や裁判所職員の成長を支援していく方策等について研究するカリキュラム等を実施する予定
42	◆	部総括裁判官実務研究会	30.9.6(木) ～9.7(金)	2日	30	地方裁判所又は家庭裁判所の部総括判事に就任後一定期間を経過した者	地家裁の部総括裁判官の組織運営能力の向上を目的として、裁判所の組織運営上考慮すべき事項等について研究するカリキュラム等を実施する予定
43		法律実務教育研究会1	30.9.3(月) ～9.4(火)	2日	未定	法科大学院に派遣されている判事又は判事補	新たに法科大学院に派遣される判事又は判事補等に対し、必要な情報を提供し、共同研究等を行う予定
44		法律実務教育研究会2	31.2.18(月) ～2.19(火)	2日	未定	法科大学院に派遣されている、又は派遣される判事又は判事補	法律実務教育研究会1に同じ

## (資料1) 合同研修(種類別)

## 3 基盤系(一般的資質・能力を涵養するための研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
45	◆	基盤研究会1 (知的基盤)	30.7.2(月) ～7.4(水)	2～3 日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事又は判事補(58期から67期まで)	物事をより深く考えることの重要性を認識してもらうことを通じて、裁判に必要となる一般的資質・能力を高めるきっかけとすることを目的とする研究会であり、参加者の自己研さんの動機付けとなるようなカリキュラムを実施する予定
46	◆	基盤研究会2 (裁判基盤)	30.7.18(水) ～7.20(金)	2～3 日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を広めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとすることを目的とする研究会であり、本研究会は法思想に関するテーマを取り上げる予定
47	◆	基盤研究会3 (裁判基盤)	30.12.12(水) ～12.14(金)	2～3 日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	科学技術の進展と社会に関するテーマを取り上げる予定
48	◆	基盤研究会4 (裁判基盤)	31.2.25(月) ～2.27(水)	2～3 日	30	高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の判事	高齢者と社会に関するテーマを取り上げる予定

## (資料1) 合同研修(種類別)

## 第2 簡易裁判所判事の研修

## 1 裁判系(事件の分野別の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
49	◆	簡易裁判所判事 民事実務研究会	30.5.14(月) ～5.15(火)	2日	40	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 刑事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として民事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
50	◆	簡易裁判所判事 刑事実務研究会	30.5.15(火) ～5.16(水)	2日	20	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。簡裁 民事実務研究会と通じて応募す ることができる。)	主として刑事分野の事件処理に関する諸問題や簡裁判 事としての在り方について共同研究を行う予定
51	◆	簡易裁判所判事 専門研究会	30.10.23(火) ～10.25(木)	3日	50	簡易裁判所判事 (司法修習終了者を除く。)	民事交通事件をテーマとして取り上げ、簡裁の審理に 相応しい訴訟運営や判決の在り方等に関する共同研究 や講演と意見交換等を行う予定

## 2 導入系(新たな職務に就いた際等の研修)

番号	応募型 ◆	名称	実施時期	期間	人員	対象者等	概要
52		新任簡易裁判所判事 導入研修	30.8.27(月) ～8.31(金)	5日	未定	平成30年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新たに簡易裁判所判事に任命された者に対する職務導 入研修であり、簡裁における裁判事務への円滑な導入 等を目的とするカリキュラムを行う予定
53		新任簡易裁判所判事研修	31.1.21(月) ～2.22(金)	24日	未定	平成30年度に新たに簡易裁判 所判事に任命された者 (司法修習終了者を除く。)	新任簡易裁判所判事導入研修の後、配属先の簡裁や、 地裁における実務研修を踏まえ、簡易裁判所判事とし ての基本的な実務知識、技量の獲得や自己研さんの動 機付けを目的とするカリキュラムを行う予定
54		簡易裁判所判事 基礎研究会	30.6.12(火) ～6.15(金)	4日	22	平成28年度新任簡易裁判所判 事研修の終了者	任命から2年目の簡易裁判所判事を対象とし、基本的 な裁判実務の知識、技量の向上を目的とするカリキュ ラムを行う予定